**1　　定款**雛型**（理事会及び監事を設置する一般社団法人）**

条文の前の　◎印→必要的記載事項

○印→相対的記載事項

△印→任意的記載事項

　　　　各条に記載の条文は関連条文

条の初めに◎○等の記号がある場合には、その条の項、号全体にその性質

が及びます。　項や号ごとに付されている記号が異なる場合は、同じ条の中でも、記載の性格が異なることとなります。

|  |
| --- |
| 　　　　　　　一般社団法人○○○○定款　　　第1章　総則（名称）◎第1条　この法人は、一般社団法人○○○○と称する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人法11①二）（事務所）◎第2条　この法人は、主たる事務所を東京都○○区に置く。　　　　　　【注1　従たる事務所】　　　　　　　（法人法11①三）　　　第2章　目的及び事業（目的）◎第3条　この法人は、○○○○に関する事業を行い、○○○○に寄与することを目的とする。　　　　　　　　　　　　　（法人法11①一）（事業）◎第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。　　　　　　　　　　　　　　（法人法11①一）　(1) ○○○○の△△△△その他××××及び○○○○に関する△△△△の普及　(2) △△△△において××××を行う○○○○の推進　(3) ……………… ：　　 ：　(n) その他この法人の目的を達成するために必要な事業　　　　　　　　　　　　　　第3章　社員（法人の構成員）◎第5条　この法人は、＜例：この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者＞をもって構成する。【注2　通称名】　　（法人法11①五）　　　　　　　　　（社員の資格の取得）◎第6条　この法人の社員になろうとする者は、＜例：理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない＞。【注3　代議員制】　　　　（法人法11①五）　（経費の負担）○第7条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。　【注4　賛助会員等の規定】　（法人法27）　（任意退社）◎第8条　社員は、○理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。（ｱﾝﾀﾞｰﾗｲﾝ部分の○印は、この部分が相対的記載事項、以下同じ）（法人法28条）　（除　名）◎第9条　社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人法30）＜例＞ (1) この定款その他の規則に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。　(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。　（社員資格の喪失）◎第10条　前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人法29条）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。◎(2) 総社員が同意したとき。◎(3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。　　　　　　　　　　　第4章　社員総会　（構成）△第11条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【注5　総会等の通称名】　（権限）△第12条　社員総会は、次の事項について決議する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人法35）　＜例＞△(1) 社員の除名△(2) 理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任　　　　　　　　　　（会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要）○(3) 理事及び監事の報酬等の額△(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）○並びにこれらの附属明細書の承認△(5) 定款の変更△(6) 解散及び残余財産の処分△(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項　　　　　　　　　　【注6 理事会設置法人】【注7 社員総会の権限の制限禁止】　（開催）△第13条　この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎年一回○月に（毎事業年度終了後3カ月以内）回開催するほか、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。　　　　　　　　　（法人法36）　（招集）△第14条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。（ただし、すべての社員の同意がある場合には、その召集手続きを省略することができる。）2　総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求 することができる。　　　　　　　【注8　10%以外の割合】　（法人法36、38）3　社員総会を招集するには、代表理事は社員総会の日の１週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。（ただし、社員総会に出席しない社員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には2週間前までに通知を発しなければならない。）　　　　　　　　　　　　　（法人法39）　（議長）△第15条　社員総会の議長は、例1：当該社員総会において社員の中から選出する。例2：代表理事がこれに当たる。　（議決権）△第16条　社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。　　　　　　　　　　　　　　　（法人法48）　　　　　　　　　　　　　　　【注9「議決権一個」とは別の定め】　（決議）△第17条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。　　　　（法人法49）2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の＜例：3分の2以上＞に当たる多数をもって行う。　　(1) 社員の除名 　(2) 監事の解任 　(3) 定款の変更 　(4) 解散(5) その他法令で定められた事項3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。　　　　　　　　【注10　決議要件の緩和】　　 　　　　　【注11　特別決議の決議要件】　　　　　　　【注12　理事の一括選任決議】 　（議事録）△第18条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。2　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。　　　　　　　　　　（法人法57、法人規11）　　　　　　　【注13　社員総会に関する他の記載事項】　　　　　　　第5章　役員＜及び会計監査人＞　（役員＜及び会計監査人＞の設置）第19条　この法人に、次の役員を置く。△(1) 理事　○○名以上○○名以内　（法人法60 条2項、61 条、65 条3 項）○(2) 監事　○○名以内△2　理事のうち1名（○名）を代表理事とする。（法人法90条3 項）△3　代表理事以外の理事のうち○名を業務執行理事とする。○＜4　この法人に会計監査人を置く。＞　【注14　「理事長」という通称の使用】　　　　（役員＜及び会計監査人＞の選任）△第20条　理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、社員総会の決議によって選任する。　　　　　　　　 （法人法63）2　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。（会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要。）【注15　理事会非設置法人の場合】【注16　会計監査人を置く場合】　（理事の職務及び権限）△第21条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。　　　 　（法人法91）2　代表理事及び業務執行理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定める 　ところにより、この法人の業務を分担執行する。＞　3　代表理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。　　　　　【注17　理事会への定期的な報告】（法人法91、92、84）　（監事の職務及び権限）△第22条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （法人法99①②）　＜（会計監査人の職務及び権限）＞△第23条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。2　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。　(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面　(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示した もの　　　　　　　　　　　　　 　（法人法107①②）（会計監査人を置かない場合は、第23条は不要）　（役員＜及び会計監査人＞の任期）△第24条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。 （法人法66、67、68）△2　監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。○3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。△4　理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお 理事又は監事としての権利義務を有する。△＜5　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞（会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要）　（役員＜及び会計監査人＞の解任）△第25条　理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、社員総会の決議によって解任することができる。 　（法人法70）＜2　監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。　　(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。　　(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。　　(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。＞（会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要）　（報酬等）《A案　報酬有り》○第26条　理事及び監事に対して、＜例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額 を＞報酬等として支給することができる。《B案　非常勤無報酬》○第26条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、＜例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において 別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。＜2　会計監査人に対する報酬等は、監事の（過半数の）同意を得て理事会において定める。＞（会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要）【注18　理事・監事の報酬等の考え方】　　　　　　　　　　　　　　 （法人法89、105①、110）　　　第6章　理事会　（構成）○第27条　この法人に理事会を置く。2　理事会は、すべての理事をもって構成する。　　　　　　　【注19　旧定款規定の削除の必要性】　（法人法60②）　　　　　（権限）△第28条　理事会は、次の職務を行う。　　(1) この法人の業務執行の決定 　　(2) 理事の職務の執行の監督　　(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職（法人法90②）　（招集）○第29条　理事会は、代表理事が招集する。2　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。　　　　　　　　　　　　　（法人法93）　　　　　（決議）△第30条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。○　2　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人法95①、②）　　【注20　代理人・書面による議決権行使・決議の省略】　（議事録）△第31条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。　　　　　　　　　　　　　　　　（法人法95③）2　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。　　　　　【注21　法律に依拠しない任意の会議体の運営】　　　第7章　資産及び会計　　　　　　　　　　　　　（法人法119）　　（事業年度）◎第32条　この法人の事業年度は、毎年○月○○日から翌年○月○○日までとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人法11⑦）　（事業計画及び収支予算）△第33条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、＜例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、社員総会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。2　前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。　　　　　　【注22　公益社団法人との違い】　（事業報告及び決算）《Ａ　会計監査人を置いている場合の例》△第34条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの 書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。　　（法人法123～126）　(1) 事業報告 　(2) 事業報告の附属明細書　(3) 貸借対照表　(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）　(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書　＞2　前項第3号から第5号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、 定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置くとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所に）、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。　(1) 監査報告　(2) 会計監査報告《Ｂ　会計監査人を置いていない場合の例》△第34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1 号及び第2 号の書類についてはその内容を報告し、第3 号から第5 号までの書類については承認を受けなければならない。　　　　　　　　（法人法123～126）(1) 事業報告(2) 会計監査報告2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5 年間（、また、従たる事務所に3 年間）備え置くとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所に）、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。(1) 監査報告(2) 理事及び監事の名簿(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類　　＜第8章　基金＞（基金制度設けない場合はこの章不要）　　（基金の拠出）【注23　基金制度の趣旨】○第35条　この法人は、社員又は第三者に対し、「一般社団・財団法人法」第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人法131）　　（基金の取扱）△第36条　基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規定によるものとする。　　（基金拠出者の権利）○第37条　この法人は、第　条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。　 ２、前項の規定にかかわらずこの法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。　＜3、この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託にすることはできないものとする。＞　　（基金返還の手続）○第38条　基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、「一般社団・財団法人法」第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。　　　　　　　 2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　（法人法141）　　＜（代替基金の積立）△第39条　基金の返還を行うため、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取崩しを行わないものとする。＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人法144）　　　第9章　定款の変更及び解散　（定款の変更）△第40条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。　　　　　　（法人法146）　　　　（解散）△第41条　この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人法148）【注24　収益事業課税との関係-非営利性徹底法人･共益的活動法人】　　　　第9章　公告の方法　（公告の方法）◎第42条　この法人の公告は、＜例1：官報に掲載する方法＞＜例2：東京都において発行する○○新聞に掲載する方法　　＞＜例3：電子公告＞＜例4：主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法＞により行う。＜例3の場合＞* 2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、＜例4：官報、例5:東京都において発行する○○新聞に掲載する方法＞による。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人法11①六）　　　附　則△1､この定款は、この法人の成立の日から施行する。△2､この法人の設立当初の事業年度は、第32条規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成○○年○月○日までとする。◎3、この法人の設立時社員の氏名または名称及び住所は次のとおりである。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人法11①四）　　　住所　東京都○○区　××町1-1-1　　　氏名　△△　○○　　　住所　東京都○○区　××町2-2-2　　　氏名　△△　○○　　　住所　東京都○○区　××町3-3-3　　　氏名　△△　○○　　△4　この法人の設立時理事は○○○○、○○○○、､､､､設立時監事は○○○○＜、設立時会計監査人は○○○○＞とする。（会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要）＜特例民法法人が一般社団法人への移行の場合の附則は下記を参照＞1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121 条第1 項において読み替えて準用する同法第106 条第1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。2､この法人の最初の代表理事は○○○○＜、会計監査人は○○○○＞とする。3､一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121 条第1 項において読み替えて準用する同法第106 条1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日　を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日　とする。 |

【記載上の注意事項】

1. 従たる事務所】第2条関係

従たる事務所の所在地は、必要的記載事項ではないが、記載する場合の事例

は次のとおりです。

＜具体例1＞　2　この法人は、従たる事務所を○○県○○市に置く。

＜具体例2＞　2　この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

1. 通称名】第5条関係

この定款の定めの例では、法人法上の用語である「社員」、「退社」等を用いていますが、各法人の実情に応じて「会員」、「退会」などとすることもできます。

法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、社員を「会員」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります。また、法人の実情に応じて、社員以外の構成員として、名誉会員、特別会員、賛助会員等に関する規定を置くこともできます。

＜具体例＞

第5 条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体

(2) 特別会員 ・・・・・・・

(3) 賛助会員 ・・・・・・・

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関す

る法律上の社員とする。

【注3　代議員制】第6条関係

　代議員制を採用する場合には、定款の定めにより、次の(1)から(5)の事項を満たすことが重要です。

(1) 「社員」（代議員）を選出するための制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置等）が定款で定められていること

(2) 各会員について、「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること

(3) 「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われていること

(4) 選出された「社員」（代議員）が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員（代議員）の任期が終了しないこととしていること

(5) 会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること

＜例＞　代議員制を採用する場合の定款の定めの例

第○条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 正会員 ○○の資格を有する者

(2) 準会員 当法人の活動に協賛する者、○○の資格の取得予定者

2 　この法人の社員は、概ね正会員300 人の中から1 人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。

3 　代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 　代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 　第3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。

理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 　第3 項の代議員選挙は、2 年に1 度、○月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第266 条第1 項、第268 条、第278 条、第284 条）を提起している場合（法人法第278 条第1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63 条及び第70 条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

7　 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8　 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1 人又は2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として

選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2 以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては

当該2 以上の代議員）につき2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、

当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 　第7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14 条第2 項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32 条第2 項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第57 条第4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第50 条第6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

(5) 法人法第52 条第5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧

等）

(6) 法人法第129 条第3 項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229 条第2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246 条第3 項、第250 条第3 項及び第256 条第3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、

これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112 条の規定にか

かわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することが

できない。

【注4　賛助会員等の規定】第7条関係

　　　法人の実情に応じて、名誉会員、特別会員、賛助会員等の会費等に関する規定を置くこともできます。法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合には「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのか、定款上、明確にする必要があります。

　　　定款における社員による経費の負担の定め（会費収入等）と一般社団法人の法人税法上の取扱いについては、【注24】　を参照してください。

【注5　総会等の通称名】第11条関係

　　社員総会を「総会」と表記するような場合で、法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります。

＜具体例＞

第11 条 総会は、社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

【注6 理事会設置法人の社員総会の権限】第12条関係

　　本定款モデルは、理事会を設置する法人のモデル定款であるが、この場合社員総会は、法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができます（法人法35 条2 項）。

【注7 社員総会の権限の制限禁止】第12条関係

　　法人法の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、社員総会

　以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは効力を有しません（法人法35 条4 項）。また社員総会以外の機関がその決定をくつがえすこととなるような定款の定めを設けることもできません。

【注8　10%以外の割合】第14条関係

・総社員の議決権の10 分の1 以上が必要とされますが、定款で10 分の1 以

上5 分の1 以下の割合を定めることもできます（法人法37 条1 項）。

【注9「議決権一個」とは別の定め】第16条関係

定款で別段の定めをした場合を除き、社員は各1 個の議決権を有します（法人法48 条）

定款で別段の定めをした場合であっても、社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しません。（法人法48条2 項）

公益法人は、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合、その定めが次のいずれにも該当するものでなければなりません（認定法5 条14 号ロ）。

(1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

(2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。

【注10　決議要件の緩和-公益法人との違い】第17条関係

一般社団法人の場合、社員総会の普通決議の決議要件は、別段の定めを設けることができます。一方、公益法人は、定款の定めにより、社員総会の普通決議の決議要件（定足数）を大幅に緩和し、あるいは撤廃することは許されません。

【注11　特別決議の決議要件】第17条関係

総社員の議決権の3 分の2 以上が必要とされていますが、定款によりこれ　　を上回る割合を定めることもできます（法人法49 条2 項）。

【注12　理事の一括選任決議】第17条関係

社員総会の議事の運営方法に関する定めとして、「理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決（決議）すること」とする規定を一般的に許容する内容を定款に定めることは認められません。

社員総会で理事の選任議案を採決する場合には、各候補者ごとに決議する方法を採ることになります。

【注13　社員総会に関する他の記載事項】第18条関係

　　法人法では、議決権の代理行使（50 条）、書面による議決権の行使（51 条）、電磁的方法による議決権の行使（52 条）、社員総会の決議の省略（58 条）、社員総会への報告の省略（59 条）等が定められており、その手続について定款に規定しておくこともできます。

【注14　「理事長」という通称の使用】第19条関係

　代表理事を「理事長」と表記する場合等、通称や略称を使用する場合には、一般社団法人上の名称と定款で使用する名称の関係を明記する必要があります。

＜通称使用の具体例＞

2、理事のうち一名を理事長とする。

3､前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

【注15　理事会非設置法人の場合】第20条関係

　この定款モデルは、理事会及び監事を設置する一般社団法人の事例ですが、理事会を設置しない場合は、代表理事を社員総会の決議の他、定款、定款の定めに基づく理事の互選によって、理事の中から定めることができます（法人法77③）。

【注16　会計監査人を置く場合とは】第20条関係

一般法人であっては、大規模一般社団法人（貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200 億円以上である一般社団法人）については、会計監査人を置かなければならず、その旨を定款に規定する必要があります（法人法2 条2 号、60 条2 項、62 条）。

【注17　理事会への定期的な報告】第21条関係

法人法上、代表理事及び業務執行理事は、3か月に一回以上、自己の職

務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません。

この報告は、現実に開催された理事会において行われなければならず

、報告の省略をすることはできません（法人法98条2項）。

なお、報告の頻度については、定款で、毎事業年度に4か月を超える間隔

で2回以上とすることも可能です（法人法91条2項）。

＜具体例＞

3　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える期間で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

【注18　理事・監事の報酬等の考え方】第26条関係

理事及び監事の報酬等に関しては二つの考え方があります。

① 無報酬では経済的余裕がある者しか参加できず、あるいは業務に専念してもらえなくなることから、職務執行の対価として、その責任に見合った報酬を支払うべきとする考え方。

②一般社団法人であっても非営利徹底法人や公益性の強い法人である場合は、自主的に無償で社会貢献するものであり、原則的には無報酬であるとの考え方。

なお、一般法人と異なり公益法人の場合はは、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければなりません（認定法5条13号、20条2項）。

【注19　旧定款規定の削除の必要性】第27条関係

旧社団法人の定款における理事会を置く旨の定めは、法人法上の理事会を置く旨の定めとしては効力を有しないので、定款変更の案の作成に当たっては、旧定款の理事会に関する規定を削除した上で、新たに理事会に関する規定を新設するという形にする必要があります（整備法80 ③）。なお移行前に定款を変更して法人法上の理事会を設置している場合はその必要はありません。

【注20　代理人・書面による議決権行使・決議の省略】第30条関係

１、代理人の議決権行使の禁止

理事会に代理人が出席して議決権を行使することを定めることは認められません。

２、書面決議・持回り決議の禁止

理事が理事会に出席することなく書面等によって理事会の議決権を行使することも認められません。また、理事が一堂に会することなく、議案の賛否について個々の理事の賛否を個別に確認する方法で、過半数の理事の賛成を得て決議するようないわゆる持ち回り決議も認められません（仮に、理事会の決議方法として、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使又は持ち回り決議を許容する旨の定款の定めを設けたとしても無効な定めとなります）。

　３、テレビ・電話会議は可能

遠方に所在する等の理由により現に理事会の開催場所に赴くことができない理事がその理事会に参加するため、例えば、電話会議やテレビ会議のように、各理事の音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできることにより、相互に十分な議論を行うことができる方法であれば理事会を開く場所が物理的に同一の場所である必要はなく、このような方法による議決権の行使は、有効な議決権の行使となります。

４、理事会決議の省略方法

　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき理事（その事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができます（法人法96 条）。

　＜具体例＞

（決議の省略）

第○条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思決定をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

　この規定は、社員総会の決議の省略と異なり、定款に記載しないと効力がないことになりますので、相対的記載事項となります。

【注21　法律に依拠しない任意の会議体の運営】第31条関係

法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を定款に設けて運営する場合には、当該の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要があります。

＜具体例＞

（コンプライアンス委員会）

第○条 この法人に、コンプライアンス委員会を置く。

2 前項の委員会は、業務執行理事1 名、理事1 名、事務局員1 名で構成する。

3 第1 項の委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること

(2) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保

　　するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び

改善について、理事会に参考意見を提出すること

(3) この法人の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対

して適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理するこ

と

4 第1 項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

5 第1 項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。

【注22　公益社団法人との違い】第33条関係

法人法には事業報告と決算に関する規定しかなく、事業計画及び収支予算に関する定めはありませんが記載する場合にはこのような記載となります。

　なお、認定法では事業計画書、収支予算書及び設備投資の見込み等の作成・備置きが求められており（認定法21条）ますので、公益法人の場合には、これらの事項についても定款で規定しておくことが望ましいといえます。

【注23　基金制度の趣旨】第35条関係

基金制度は、法人の判断により、任意に採用することができますが、

この基金制度は、剰余金の分配を目的としない社団法人の基本的性格を維持しながら、その活動原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度といえます。

基金の募集を行うためには、まず、定款に「基金を引き受ける者の募集をすることができる旨」のほか、「基金の拠出者の権利に関する規定」及び「基金の返還の手続」を定めることが必要です（法人法131 条）。

　現行の民法法人でも、何らかの事業を実施するために保有する財産に「○○基金」といった名称を付している例がありますが、これは法人法上の基金には該当しません。

【注24　収益事業課税との関係-非営利性徹底法人･共益的活動法人】第41条関係

一般法人のうち、非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人については、収益事業についてのみ課税されることとなります。

従って、一般法人を設立する場合、あるいは一般法人に移行する場合においては、収益事業以外の部分について課税されないような定款の定めが必要です。

つまり、定款の残余財産の定めについては、法人税法上の取扱いとの関係についても注意を払う必要があることになります。

(1) 非営利性が徹底された法人の要件（法人税法施行令第3 条第1 項）

①　定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること

＜具体例＞ 第○条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

②　定款に解散時の残余財産が公益法人等の一定の公益的な団体に帰属する旨の定めがあること

＜具体例＞

 第○条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5 条第17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

③　①または②の要件にある定款の定めに違反した行為を行ったことがないこと

④　理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3 分の1 以下であること

(2) 共益的活動を目的とする法人の要件（法人税法施行令第3 条第2 項）

①　会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること

②　定款に会員が負担すべき金銭の額（会費）の定め又はこの額を社員総会の決議により定める旨の定めがあること

③　主たる事業として収益事業を行っていないこと

④　定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと

⑤　定款に解散時の残余財産が特定の個人または団体（一定の公益的な団体等を除く。）に帰属する旨の定めがないこと

⑥　特定の個人又は団体に特別の利益を与えたことがないこと

⑦　理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3 分の1 以下であること

参考資料

・移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内（内閣府）

・移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について（平成20年10月10日　内閣府公益認定等委員会）